

選定委員会における候補者の選定方法

I 基本事項

- (1) 委員ごとに、評価基準に示す項目ごとに採点する。
 (2) 各委員の合計点を集計した点数（総合計点）が、満点の6割に満たない者は選外とする。ただし、すべての者が、総合計点が満点の6割未満のため選外となった場合は、委員の協議により候補者を選定する。

II 提案者が2者の場合

- (1) 各委員ごとに合計点の高い者から順位を付け、第1位と採点した委員を多く獲得した者を候補者、2番目に多く獲得した者を次点者とする。（判定事例1）
 (2) 第1位と採点した委員が同数である場合は、各委員の合計点を集計した点数（総合計点）がより高い者を候補者、他方を次点者とする。（判定事例2）
 総合計点も同点の場合は、今回の見積価格がより低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とする。

判定事例1（委員数が7人の場合）

	A	B
選定委員①	1位	2位
選定委員②	1位	2位
選定委員③	1位	2位
選定委員④	1位	2位
選定委員⑤	1位	2位
選定委員⑥	2位	1位
選定委員⑦	2位	1位
第1位と評価した委員の数	5	2

第1位と採点した委員を多く（5人）獲得した〔A〕を候補者、〔B〕を次点者とする。

判定事例2（委員数が7人の場合）

	A	B
選定委員①	1位	2位
選定委員②	1位	2位
選定委員③	1位	2位
選定委員④	1位	1位
選定委員⑤	2位	1位
選定委員⑥	2位	1位
選定委員⑦	2位	1位
第1位と評価した委員の数	4	4
第2位と評価した委員の数	3	3
総合計点	700	690

1位の数が同数であった場合

第1位と採点した委員が同数であった場合は、総合計点が高い〔A〕を候補者、〔B〕を次点者とする。

1位の数及び総合計点も同点であった場合

そのうち、見積価格がより低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とする。

Ⅱ 提案者が3者以上の場合

(1) 委員ごとに合計点の高い者から順位を付け、第1位と採点した委員を最も多く獲得した者を候補者、2番目に多く獲得した者を次点者とする。ただし、すべての委員が第1位とした者があった場合は、その者を候補者、第2位を最も多く獲得した者を次点者とする。

(2) 第1位と採点した委員が同数である場合は、そのもののうち第2位をより多く獲得したものを候補者とする。(判定事例1)

ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合は各委員の合計点を集計した点数(総合計点)がより高いものを候補者とする。(判定事例2)

(3) 第1位及び第2位と順位付けしたものがいない場合は、総合計点の高い者を上位として順位付けする。

(4) 総合計点も同点の場合は、見積価格がより低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とする。

判定事例1 (委員数が7人の場合)

	A	B	C
選定委員①	1位	2位	3位
選定委員②	1位	2位	3位
選定委員③	1位	2位	3位
選定委員④	3位	2位	1位
選定委員⑤	2位	1位	3位
選定委員⑥	3位	1位	2位
選定委員⑦	2位	1位	3位
第1位と評価した委員の数	3	3	1
第2位と評価した委員の数	2	4	

1位の数が同数であった場合

第1位と採点した委員を最も多く(3人)獲得した者が複数ある場合は、そのうち第2位と採点した委員をより多く獲得した〔B〕を候補者、〔A〕を次点者とする。

判定事例2 (委員数が7人の場合)

	A	B	C
選定委員①	1位	2位	3位
選定委員②	1位	2位	3位
選定委員③	1位	3位	2位
選定委員④	3位	2位	1位
選定委員⑤	2位	1位	3位
選定委員⑥	2位	1位	3位
選定委員⑦	2位	1位	3位
第1位と評価した委員の数	3	3	1
第2位と評価した委員の数	3	3	
総合計点	900	890	

1位および2位の数も同数であった場合

総合計点が最も高い者〔A〕を候補者、次に高い者〔B〕を次点者とする。

1位及び2位の数も同数で、総合計点も同点であった場合

そのうち、見積価格が最も低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とする。